

金融商品会計基準の形成過程における FASB, IASB新会計基準の歴史的位置

新 祖 隆志郎

目次

- I はじめに
- II 改訂プロジェクト以前の金融商品会計基準
- III 金融商品会計基準改訂プロジェクトの展開
 - (1) 公正価値評価—純利益処理の適用拡大化に向けて
 - (2) 公正価値評価—純利益処理の適用拡大化路線からの後退
 - (3) コンバージェンスの否定と旧会計基準への回帰
- IV FASB, IASB新金融商品会計基準の歴史的位置
 - (1) 事業モデルアプローチと保有目的アプローチの同一性
 - (2) 公正価値評価—純利益処理の適用縮小化の意味
- V おわりに

I はじめに

サブプライム危機に端を発した2008年金融危機を契機に、アメリカ財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準委審議会（IASB）は、会計処理の簡素化とFASB, IASB間でのコンバージェンスを目標に、1980年代から継続的に取り組んできた金融商品会計基準の開発、改訂プロジェクトを進展させた。この金融危機後の改訂プロジェクトの中心をなす金融商品の分類と測定に関する会計基準の改訂作業では、当初、会計処理は異なるものの公正価値評価—純利益処理の適用拡大という点ではFASB, IASBともに共通の方向性を打ち出していた。しかしその後再三の修正を経て最終成果として両機関が公表した新しい会計基準は、改訂前の旧会計基準に大幅に回帰した内容となっている。とくにFASBの新会計基準は、IASBの新会計基準とのコン

バージェンスをも撤回して FASB の旧会計基準を全面的に継承した内容となっている。さらに公正価値オプション会計の要件、資本性金融商品の会計処理、公正価値オプションを適用した金融負債に係る自己の信用リスクの変動に起因した未実現損益の会計処理など、金融商品会計の諸側面において FASB と IASB の新会計基準の間には依然として相違点も散見され、金融商品会計の全体像は依然として複雑な様相を呈している。

なぜ FASB, IASB とともに公正価値評価—純利益処理の適用拡大化から後退したのか。さらになぜ FASB は IASB とのコンバージェンスを拒否して旧会計基準に回帰したのか。本稿ではこの問題を分析する際の中軸となる論点を浮き彫りにするために、分類と測定に焦点を絞って FASB, IASB の新会計基準と旧会計基準との比較検討を行った。そして結論として、旧会計基準および FASB 新基準の保有目的アプローチと IASB 新基準の事業モデルアプローチとが実質的に同一であること、および新会計基準の本質的意味が旧会計基準のそれと変わらず 3 分類の維持による公正価値評価—純利益処理の適用拡大化の回避にあることを明らかにした。今回の改訂プロジェクトを経てもなお、1980年代から議論されている金融商品の公正価値会計をめぐる中心論点が解消されていないことが、本稿の考察を通じて確認されるだろう。

II 改訂プロジェクト以前の金融商品会計基準

FASB, IASB が金融危機後に金融商品会計基準の改訂プロジェクトに着手した時点での旧会計基準では、金融商品の商品特性や保有目的に基づいて、公正価値評価—純利益処理、公正価値評価—その他の包括利益処理、取得原価評価（償却原価法）の 3 種類の会計処理が採用されていた。この会計処理は、今日では混合属性アプローチと呼ばれる公正価値会計と原価主義会計の混合型、さらに未実現損益の処理をめぐって純利益処理とその他の包括利益処理に二元化している公正価値会計の現形態の先駆的存在であった。

ただしこの会計処理構造の焦点は公正価値評価—純利益処理にあった。なぜなら、混合属性アプローチは、歴史的には金融商品に対する公正価値評価—純利益処理の適用拡大化論に対する否定的産物であり、具体的には銀行等預金金融機関に対する公正価値評価—純利益処理の適用をトレーディング部門を越えてさらにバンキング部門にまで拡大すべきか否かという論争の果てに成立したものだからである。しかもこの問題は後述のように、金融危機後の改訂プロジェクトでも継承され、その進行に大きな影響を与えてきた。そこでまずは公正価値評価—純利益処理の適用状況を中心に、混合属性アプローチのもとでの金融商品の旧会計基準の概要を示そう。なお以下ではFASBの財務会計基準書(SFAS)第65号、SFAS第115号、SFAS第133号、SFAS第159号、およびIASBの国際会計基準(IAS)第39号を中心に改訂プロジェクト発足時の旧会計基準の内容を整理している¹⁾。

旧会計基準における公正価値評価—純利益処理の適用対象は、①保有目的アプローチに基づくトレーディング目的の金融商品、②保有目的に関わらず商品特性に基づくデリバティブ全般、③保有目的も商品特性も関係なく企業の任意によって個々の金融商品に公正価値評価—純利益処理を選択した場合、といったように複数の規準から成り立っていた²⁾。①のトレーディング目的とは売買差益の獲得を目的とした短期保有を意味するが、実際には保有期間の長短や利益獲得目的如何に関わらず金融機関等のトレーディング部門が保有する金融商品を指していた。つぎに②のデリバティブは、その商品特性から公正価値評価—純利益処理が唯一適切な会計処理であるという論拠に基づき、保有目的に関係なく原則として公正価値評価—純利益処理を適用することが義務付けられていた³⁾。ただしキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッ

1) FASBの財務会計基準書は2009年7月より財務会計基準コーディフィケーション(ASC)として再編成されている。

2) SEC(2008)によると、FASBの会計基準の方が商品特性を規準とした会計処理の割り当てになっており、IASBの会計基準の方が保有目的を基礎とするより包括的な会計処理構造であったとされる(SEC(2008), pp. 25-32)。

3) デリバティブへの公正価値評価—純利益処理の適用が一般化したのは、デリバティブ市場が急速に成長した1980年代であったが、それは会計基準の整備によるのではな

ジ手段に指定されているデリバティブには、ヘッジ対象に係る損益認識の期間対応のため公正価値評価—その他の包括利益処理が適用されていた。最後に③は公正価値オプション会計を採用した場合である。これは個々の金融資産・負債ごとに事後の取消不能という条件のもとで当初認識時に公正価値評価—純利益処理を選択できるという会計基準である。ただし、IASBは公正価値オプションの選択に際して会計ミスマッチの解消ないし軽減や公正価値ベースの業績管理の実施などの要件を課していた⁴⁾。FASBはこのような適用要件は設定せず無条件に公正価値オプションの選択を認めていた⁵⁾。

く、それに先駆けて金融機関の会計実務のなかで生じたものであった。この点については新祖(2011)を参照されたい。

- 4) 会計ミスマッチとは、経済的に密接に関連している資産同士、負債同士または資産・負債間で測定属性や損益認識時点が異なることによって生じる期間損益計算上の不一致のことであり、典型的には金融機関の資産サイドと負債サイドとの間に経済的なナチュラル・ヘッジ関係が成立している場合に資産・負債の測定属性や損益の計上時点の不一致によってヘッジ関係が会計上適切に反映されないような状態を指している。IASBはこの会計ミスマッチが解消または軽減される場合に公正価値オプションの選択を認めていたほか、資産または負債が文書化されたリスク管理や投資戦略のもとポートフォリオ単位で管理されており、さらにその管理方式や業績評価が公正価値に基づいて行われている場合、あるいは公正価値オプション対象資産・負債が特定の条件を満たす組込デリバティブを含む金融商品である場合にも公正価値オプションの選択を認めていた。

なお、IASBが公正価値オプション会計を採用したのは2003年のIAS第39号改訂時であるが、会計ミスマッチの解消ないし軽減という要件を設定したのは2005年の改訂時である。IAS第39号における公正価値オプションの採用経緯についてはFiechter(2011), p. 3を参照。

- 5) FASBは、SFAS第159号の趣旨もIAS第39号のそれと同じく会計ミスマッチの解消にあるとしていたが、そのための具体化な適用要件を設定しなかった。さらに早期適用時には過年度の未実現損失を資本に直接計上することを容認していたため、公正価値オプションを利用した機会主義的な利益管理行動が発生するのではないかとの懸念が当時のFASB理事の中からも呈されていた。そこでこの問題に対処するため証券取引委員会(SEC)と監査品質センター(CAQ)は、2007年11月15日以前に開始する会計年度から認められていたSFAS第159号の早期適用の開始直後に、SFAS第159号の趣旨に沿わない公正価値オプションの採用は不適切とみなすとの指針を公表し、実際にこれを受けて複数の企業が早期適用後公正価値オプションの選択を撤回していた(Guthrie et al. (2011), p. 1)。

なお、公正価値オプションの早期適用を利用した機会主義的な利益管理が頻発していたかどうかについては、それを支持する見解(例えばChang et al. (2011))と否定する見解(例えばGuthrie et al. (2011))に分かれている。さらに金融危機の一時期だけでなくその後の一定期間においても公正価値オプション会計と機会主義的利益管理に相関性が見られるかどうか、あるいはこの期間に実際に公正価値オプションを通じ

ところで、公正価値オプションの適用対象には金融負債も含まれており、FASBもIASBも公正価値オプション会計を最初に採用した時点では公正価値オプションを適用した金融負債に係る未実現損益を純利益に計上することとしていた。そのため債務者である公正価値オプションの適用主体の信用リスクが上昇すれば「直感に反する (counterintuitive)」未実現利得が生じ、反対に業績が改善して信用リスクが低下すれば未実現損失が生じるという、負債公正価値評価のパラドクス問題が実際に生じていた⁶⁾。後述するように金融危機後の金融商品改訂プロジェクトではFASB、IASBともにこの負債パラドクス問題に共通の対処を行っている。

以上の3つの規準のいずれにも該当しない金融商品には、公正価値評価—純利益処理以外の会計処理が適用されていたが、そのうち満期保有目的の有価証券や貸付金、資本性金融商品のうち公正価値を容易にまたは信頼性をもって測定できないもの、および金融負債全般の会計処理は取得原価評価(負債性金融商品には償却原価法)とされていた。なお、満期保有目的に分類した金融資産の満期以前での売却は原則として禁止されており、これに反した場合、他の保有中の満期保有目的有価証券のトレーディングまたは以下に述べる売却可能の分類への強制変更や、さらにIASBの場合はその後の2会計期間における満期保有への分類を禁止するという懲罰的規定 (tainting rule) も設けられていた。この tainting rule が満期保有目的への分類の適切性を実質的に担保していた。

トレーディング目的でも満期保有目的でもない金融資産は売却可能に分類され、公正価値評価—その他の包括利益処理が適用されていた。この会計処理は、金融資産の保有時点では公正価値と償却原価の差額として認識される

て負債パラドクス問題が財務諸表数値にどれほどの影響をもたらしたのかについては、ほとんど研究されていない。

6) 金融負債に対する公正価値会計の導入論も1990年代から提起されてきたが、その当時はALMポートフォリオ内の金融負債の個別識別やコア預金無形資産の測定の困難などを理由に、FASBはデリバティブ負債やショート・ポジションなどトレーディング目的に該当する場合を除き金融負債への公正価値会計の適用を断念した (FASB (1993), pars. 49-56)。

未実現損益（税効果考慮後）をその他の包括利益に計上し、資産の売却時点で未実現損益の累積額を純利益に組み替えることになっていた⁷⁾。同様の会計処理は上述したキャッシュ・フロー・ヘッジにも用いられていた。またFASBは、貸付金のうち主として証券化目的で事後の売却を予定して保有するものは売却目的貸付金として分類し、低価法の適用を義務付けていた。

最後に、保有目的アプローチにおけるトレーディング、売却可能、満期保有の間の分類変更に関して、FASBは特定の稀な事象が生じた場合にかぎり分類変更を認めていたが、IASBは一切の変更を認めていなかった⁸⁾。しかしIASBは金融危機を受けて、市場が崩壊し大幅な価格下落が生じたモーゲージ関連金融商品に係る未実現損失の追加計上を金融機関が回避できるよう例外的措置として、分類変更が可能となるようIAS第39号を改訂した⁹⁾。

-
- 7) 公正価値評価—純利益処理以外の会計処理が適用されていた分類枠に分類された金融資産には、発生信用損失モデルに基づく減損会計の適用が義務付けられていた。ただし減損額の算定においては、減損損失に市場リスクを含めるか信用損失のみとするか、あるいは将来の回復可能性を考慮するか否かなど、FASBとIASBの間で、またはFASBやIASBの複数の会計基準の間で相違がみられた。なお、FASB、IASBは今次の金融商品会計基準改訂プロジェクトにおいて発生信用損失モデルから期待信用損失モデルへの減損会計の転換を目的とした「減損フェーズ」を設定したが、本稿ではこの点には触れない。なお「減損」フェーズにおけるIASBの到達点に関しては、吉田(2016)第5章を参照されたい。
- 8) FASBにおける区分変更時の会計処理は以下の通りであった。①売却可能または満期保有から売買目的に変更する場合には変更時の公正価値を新たな帳簿価額とし、当該公正価値と変更前の帳簿価額との差額を純利益に計上する。②満期保有から売却可能に変更する場合には変更時の公正価値を帳簿価額とし、当該公正価値と帳簿価額との差額をその他の包括利益に計上する。③売却可能から満期保有に変更する場合には変更時の償却原価新たな帳簿価額とし、当該償却原価と変更時の公正価値との差額をその他の包括利益に計上し、さらに当該差額を変更後満期までの期間に渡って償却処理する。④売買目的から満期保有に区分変更する場合には変更時の公正価値を新たな帳簿価額とし、当該公正価値と変更前の帳簿価額との差額を純利益に計上する。ただしトレーディングおよび満期保有から他の区分への分類変更は特定の条件を満たす稀な場合にしか容認されていなかった(FASB(1993), par. 15)。
- 9) 日本でも企業会計基準委員会(ASBJ)が2008年12月に実務対応指針第26号を公表し、IASBと同様の対応を講じた。

Ⅲ 金融商品会計基準改訂プロジェクトの展開

(1) 公正価値評価—純利益処理の適用拡大化に向けて

FASB, IASB は金融危機を受けて、大幅な価格下落が生じたモーゲージ関連金融商品に係る未実現損失の追加計上を金融機関が回避できるように分類変更や公正価値の定義の緩和といった例外的な措置を講じたあと、旧会計基準の改訂作業を本格化させた。それは当初、金融危機以前から追求してきた公正価値会計の適用拡大化を視野に入れた会計処理の簡素化とコンバージェンスを目的としていた。そしてまずはIASBが2009年11月に新しい金融商品会計基準として国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」を公表した。さらにIASBは2010年10月には金融負債の会計処理の一部変更を追加したIFRS第9号の改訂版を公表した。

IASBはこの2009年及び2010年IFRS第9号で以下のような会計処理を新たに採用した¹⁰⁾。まず金融資産の会計処理については、償却原価法の適用要件を旧会計基準の満期保有目的から、金融資産を保有する事業モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とした事業モデルであり、かつ金融資産から生じる契約上のキャッシュ・フローが元利金のみであることへと変更し、あわせて旧会計基準における tainting ルールを廃止した。前者は事業モデル要件と呼ばれ、後者は契約キャッシュ・フロー特徴の要件と呼ばれている。そして事業モデル要件と契約キャッシュ・フロー要件のいずれかを満たさない金融資産には原則として公正価値評価—純利益処理を一律に適用することとし、例外としてトレーディング目的でない資本性金融商品に対してのみ公正価値評価—その他の包括利益処理を選択適用できることとした(IFRS (2010), par. 5.7.5)。ただしその場合、売却時に未実現損益をその他の包括利益から純利益に組み替えてはならないこととした¹¹⁾。

したがって、従来IAS第39号に基づき売却可能に区分されていた金融資

10) 以下本稿では2009年IFRS第9号の内容については2010年版に依拠している。

11) なお資本性金融商品に係る受取配当金は純利益に計上する(IFRS (2010), par. 5.7.6)。

産は、2009年及び2010年 IFRS 第9号では資本性金融商品を除き償却原価法か公正価値評価—純利益処理のどちらかで会計処理することとなり、旧会計基準では可能であった負債性金融商品に対する公正価値評価—その他の包括利益処理の適用が不可能になった。また分類の変更に関しては、旧会計基準のように個々の金融資産ごとに保有目的の変更に基づいて分類変更を行うのではなく、事業モデルの目的が変更された場合にのみ当該事業モデルのもとで保有される金融資産の全部を一括で区分変更することを義務付けた (IASB (2010), par. 4.4.1)。さらに IASB は事業モデルの変更は稀であるとも言及していた (IASB (2010), par. BC.E32)。この結果、旧会計基準のようにトレーディング目的の事業モデルが保有する金融資産のうちの特定の銘柄だけを保有目的の変更を理由に償却原価法の区分に分類変更することは認められなくなった。

金融負債に関しては旧会計基準が基本的に踏襲された。すなわち原則として償却原価法を適用し、空売り債務やデリバティブ負債など売買目的に該当する金融負債や公正価値オプションを適用した金融負債などの一部の例外に対して公正価値評価—純利益処理を適用することとした。ただし公正価値オプションを選択した金融負債に係る未実現損益の会計処理に関しては、旧会計基準では純利益に計上することとなっていたが、2010年 IFRS 第9号では自己の信用リスクの変動に起因した未実現損益部分をその他の包括利益に計上し (IASB (2010), par. 5.7.7 (a)), さらに当該未実現損益の累積額を金融負債の消滅時にも純利益に組み替えない会計処理に変更された (IASB (2010), par. BC.5.55)。

以上が2009年及び2010年 IFRS 第9号の概要である。IASB がこのような動向をみせた一方で FASB は、2010年5月に会計基準更新書 (ASU) 公開草案「金融商品に関する会計処理並びにデリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」を公表し、そこで2009年及び2010年 IFRS 第9号とは異なる新しい会計基準案を公表した。すなわち、第一に金融資産・負債とに特定の要件を満たす場合を除いて償却原価法の適用を廃止し、公正価値評

価—純利益処理を原則とする会計処理に統一した (FASB (2010), pars. 19-20)。またこれによって公正価値オプションはほぼ不要となったため原則廃止した (FASB (2010), par. BC.60)。第二に公正価値評価—純利益処理の例外として、契約キャッシュ・フローの特徴を有しかつ契約キャッシュ・フローの回収 (負債の場合は返済) を目的とする事業モデルで保有 (負債の場合は発行) している金融資産・負債に関してのみ未実現損益 (全額または特定の一部) をその他の包括利益に計上し、実現時に純利益に組み替える会計処理を認めた¹²⁾ (FASB (2010), pars. 21-24)。第三に短期の営業債権・債務、および上述の事業モデル要件と契約キャッシュ・フロー要件を両方満たしかつ公正価値評価—その他の包括利益処理を適用すると会計ミスマッチが生じる金融負債、および発行時に取消不能の条件のもとで償却原価法の適用を選択した金融負債についてのみ償却原価法の適用を認めた (FASB (2010), pars. 28-30, and par. 33)。

(2) 公正価値評価—純利益処理の適用拡大化路線からの後退

このFASBの2010年公開草案の内容をIASBの2009年及び2010年IFRS第9号と比較すると、金融資産に対する公正価値評価—純利益処理の適用範囲を拡大した点は共通していた。とくにFASBの2010年公開草案は金融資産に対する償却原価法の適用をほぼ全面的に廃止していたため、公正価値会計の適用拡大化という点ではIASBの2009年及び2010年IFRS第9号よりも一歩進んでいた。しかしそれだけに公正価値評価—純利益処理の適用対象を旧会計基準の範囲内に留めたい金融業界からの反発が強く、さらに2009年及び2010年IFRS第9号との相違はコンバージェンスの観点からも問題視されたことから、FASBとIASBは2012年1月に開催した合同会議を通じてコンバージェンスの進展と公正価値評価—純利益処理の適用範囲の再検討を図っ

12) なお、事業モデルの要件と契約キャッシュ・フロー特徴の要件の要件に関して、旧IFRS第9号では前者が優先されていたがFASB2010公開草案では後者が優先されており、この相違のちにFASBとIASBの合同会議での議題の一つになった (FASB (2010), par BC.108)

た。

その成果として、IASBは2014年7月に2009年及び2010年IFRS第9号の改訂版である2014年IFRS第9号を公表し、これをもってIASBはIFRS第9号の最終基準とし、分類と測定に関する会計基準の改訂作業を終了した¹³⁾。またFASBは2010年公開草案を撤回して新たなASU公開草案「金融商品—全般 (Subtopic 825-10) : 金融資産及び金融負債の認識と測定」を2013年2月に公表した。このFASBの2013年公開草案とIASBの2014年IFRS第9号の双方で採用された共通の会計処理は、以下のような内容であった。

第一に、金融資産の会計処理に関して、契約キャッシュ・フローの回収を目的とする事業モデルとそれ以外の2分類であった事業モデル要件に、新たに契約キャッシュ・フローの回収と売却による公正価値の実現の両方を目的とする事業モデルが追加され、全体として契約キャッシュ・フローの回収を目的とする事業モデル、契約キャッシュ・フローの回収と売却による公正価値の実現の両方を目的とする事業モデル、その他の事業モデル（主として売却による公正価値の実現を目的とする事業モデル）の3分類に変更された。事業モデルの分類変更は、2009年及び2010年IFRS第9号と同じく事業モデル全体の変更のみ認められ金融商品個別単位での分類変更は禁止されている (IASB (2014), par. 4.4.1, FASB (2013), par. 825-10-35-22)。そして、契約キャッシュ・フロー特徴の要件を満たす金融資産を保有する事業モデルが回収を目的とする事業モデルには償却原価法が (IASB (2014), par. 4.1.2, FASB (2013), par. 825-10-35-8a)、また回収と売却の両方を目的とする事業モデルには公正価値評価—その他の包括利益処理 (IASB (2014), par. 4.1.2A, FASB (2013), par. 825-10-35-8b) がそれぞれ適用され、その他の主として売却を目的とする事業モデルまたは契約キャッシュ・フロー特徴の要件を満たさない金融資産には公正価値評価—純利益処理を適用されることになった

13) あわせてIASBは2014年IFRS第9号の公表をもって減損会計とヘッジ会計の改訂作業も終了している。なおヘッジ会計に関しては、新たにマクロヘッジ会計のプロジェクトを立ち上げており、現在進行中である。

(IASB (2014), par. 4.1.4, FASB (2013), par. 825-10-35-8c)¹⁴⁾。

この3分類の復活によってFASB、IASBともに公正価値評価—純利益処理で統一されていた金融資産のうち、回収と売却の両方を目的とする事業モデルに該当する金融資産に対しては新たに公正価値評価—その他の包括利益処理を適用することとした。またFASBにおいては、償却原価法を廃止して公正価値評価—その他の包括利益処理を適用する予定だった金融資産に再び償却原価法の適用を認めることにもなった。

第二に、公正価値オプション会計が維持された。IASBは2009年及び2010年IFRS第9号の時点で公正価値オプション会計を維持していたので変更は生じなかったが、FASBにとっては2010年公開草案で廃止した公正価値オプションを、新たに契約キャッシュ・フロー特徴と事業モデル要件のもとで復活させたことになった (FASB (2013), par. 825-30-15-2)。ただし、FASB、IASBともに自身の旧会計基準をそのまま継承することとしたため、会計ミスマッチの解消ないし軽減、金融負債に係る公正価値ベースのポートフォリオ管理および業績評価の実施とその文書化といった公正価値オプションの適用要件の有無という相違が依然として残されたままとなった。

第三に、金融負債の会計処理に関しては、2010年公開草案では公正価値会計を原則としていたFASBが、IASBの2009年及び2010年IFRS第9号に合わせ、トレーディング目的、デリバティブ、および公正価値オプション適用金融負債を除く金融負債に対して償却原価法を適用するよう変更した (FASB (2013), par. 825-10-35-10)。また公正価値オプションを適用した金

14) 回収を目的とする事業モデルの適合性と金融資産の売却との関係について2009年IFRS第9号では必ずしも明示的な規定がなかったため、IASBは2014年IFRS第9号ではこの点に関して、事業モデル全体としての売却の頻度、額、時期、売却理由及び将来の売却予想を考慮して、これら過去の売却行動や将来の売却予想が事業モデルの目的に抵触しなければ回収を目的とする事業モデルへの分類の適合性は否定されないとし、事業モデル内の個々の金融資産の売却の事実それ自体によって分類の正当性が即座に否定されないことを明確化した (IASB (2014), par. B4.1.2C)。例えば2014年IFRS第9号で追加された設例では、資産ポートフォリオの流動性を証明するために定期的に少額の売却を行っている場合には、回収を目的とする事業モデルへの分類は適切であるとされている (IASB (2014), par. B4.1.4)。

融負債に係る自己の信用リスクの変動に起因した未実現損益の扱いに関しても、2009年及び2010年 IFRS 第9号と同じくその他の包括利益に計上することとなったため、FASBは旧会計基準及び2010年公開草案での純利益処理から変更することとなった¹⁵⁾ (FASB (2013), par. 825-10-45-17)。ただし、その他の包括利益に計上された未実現損益の累積額を負債消滅時に純利益に組み替えるか否かに関して、IASBは2009年及び2010年 IFRS 第9号に引き続き組み替えを禁止したが、FASBは2013年公開草案では組み替えを義務付ける (FASB (2013), par. 825-10-45-18) といった相違点も存在した¹⁶⁾。

第四に、これは相違の方が目立つが、資本性金融商品の会計処理は改めて公正価値評価—純利益処理を原則とすることが確認された。しかしIASBは2014年 IFRS 第9号でも引き続き事後の取消不能のもとで公正価値評価—その他の包括利益処理 (純利益への組み替えを禁止) の選択適用を残したが、FASBは2013公開草案では資本性金融商品に対する公正価値評価—その他の包括利益処理を一切採用せず (FASB (2013), par. 825-10-35-13), その代わり公正価値を容易に決定できない資本性金融商品については旧会計基準と同じく取得原価評価と減損会計を適用するものとしていた¹⁷⁾ (FASB (2013), par. 825-10-35-17)。

(3) コンバージェンスの否定と旧会計基準への回帰

以上のようにいくつかの点で相違点は残されていたものの、金融商品の分類と測定に関する大枠に関してはFASBとIASBで共通の会計処理が提示されたことで、改訂プロジェクトの目的の一つであるコンバージェンスは大きく進展したかにみられていた。

15) ただしIFRS第9号ではその他の包括利益に計上することが会計ミスマッチを生じさせる場合には、純利益に計上することができる (IASB (2010), par. 5.7.7)。

16) ただしFASBは公正価値オプション適用金融負債の満期前償還は通常発生しないとみている (FASB (2013), p. 6)。

17) ただし減損会計の規定は旧会計基準における一時的でない減損の規定から、一時的な減損も含めて公正価値が簿価を下回る可能性が高い (more likely than not) 時点で当該差額を減損損失額とする規定に変更した。

ところが、IASBが2014年IFRS第9号を公表する矢先の2014年6月に、FASBは2013年公開草案を再び撤回して金融危機以前の旧会計基準をほぼ継承する形で新しい金融商品会計基準を公表することを宣言した。そしてFASBは2016年1月に分類と測定に関する最終基準として会計基準更新書(ASU)第2016-01号「金融商品—全般(Subtopic 825-10):金融資産及び金融負債の認識と測定」を公表した。そこでは以下に示す通り、会計処理の変更はごく一部に留まり、基本的には従来の会計処理を踏襲した内容である。

すなわち分類と測定の大枠は旧会計基準と同じく、売買目的の負債性金融商品(FASB(2016), par. 320-10-35-1a)、デリバティブ(FASB(2016), par. 815-10-05-4)、公正価値オプション適用金融資産・負債(FASB(2016), par. 825-10-45-5)には公正価値評価—純利益処理を、売却可能有価証券(FASB(2016), par. 320-10-35-1b)には公正価値評価—その他の包括利益処理を、売却目的貸付金には低価法を(FASB(2016), par. 230-10-45-21)、そして満期保有目的債券(FASB(2016), par. 820-10-35-1c)、投資目的貸付金、およびデリバティブと公正価値オプション適用金融負債を除く金融負債全般(FASB(2016), par. BC.19)には償却原価法を、それぞれ旧会計基準から継続して適用することとした。そのうえで分類と測定に関わる範囲で旧会計基準からの新たな変更点は、一つには資本性金融商品の会計処理が2013年公開草案と同じく原則として公正価値評価—純利益処理とされ、例外として容易に公正価値を決定できないものについて取得原価評価と減損会計の複合処理とし(FASB(2016), par. 321-10-35-1—321-10-35-2)、もう一つにはこれも2013年公開草案を採用したものであるが、公正価値オプション適用金融負債に係る自己の信用リスクに起因した未実現損益をその他の包括利益に計上するよう変更した(FASB(2016), pars. 825-10-45-5—825-10-45-6)点である¹⁸⁾。

18) このほかASU第2016-01号では以下の変更が採用された。①非公開会社に対して償却原価法で測定する金融商品の公正価値の開示義務を免除、②公開会社に対して償却原価法で測定する金融商品の公正価値の開示を引き続き義務化するが、公正価値の見積りに用いている方法や重要な諸想定の開示を免除、③公開会社に対して開示目的で

FASBは2013年公開草案を撤回した理由として、2013年公開草案で採用していた事業モデルを規準とする新たな分類と測定の会計処理がコスト便益評価を合理的にパスしなかった点を挙げている (FASB (2016), par.BC.42)。IASBもIFRS第9号のコスト便益評価を行っており、その結論は2014年IFRS第9号の分類と測定の会計処理は便益がコストを正当化するというものであった (IASB (2014), par.BCE.86)。同一の会計処理が生み出すコストと便益に対する評価がFASBとIASBで正反対であるのはなぜか。それは、IASBが強調する事業モデル要件がもたらす便益をFASBが全面的に否定している点にある。

すなわちIASBによると、旧会計基準が個々の金融商品を基礎単位とし経営者の保有意图と自由選択に基づく規則主義的で複雑な会計処理であったのに対して、2014年IFRS第9号では分類および分類変更の基礎単位を事業レベルというより高い集約レベルに変更し (IASB (2014), par.BCE.47)、なおかつIASBの造語としてではなく金融機関等における既存の事業モデルに対応した客観的な概念として事業モデル概念を採用したことで (IASB (2014), par.BCE.9 (a))、個別ベースの会計処理に付随する複雑性や規則主義の解消 (IASB (2014), par.BCE.47)、経営者の主観ではなく客観的な事業モデルに対応した償却原価情報や公正価値情報の表示による企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性の評価に有用な情報提供の改善 (IASB (2014), par.BCE.53)、金融資産を保有する企業間の比較可能性および同一企業の期間比較の向上 (IASB (2014), pars.BCE.48—BCE.51)、といった便益が実現されるという。

しかしFASBの評価では、そもそも旧会計基準も実質的には事業モデルをベースとしているため、改めてIFRS第9号のような事業モデル要件を採用しても生み出される情報は旧会計基準とほぼ変わらず (FASB (2016),

行う公正価値の測定において出口価値の概念を用いることを義務化、④貸借対照表および関連する注記において金融資産・負債を測定分類や金融資産の商品形態に応じて区分表示することを義務化、⑤売却可能有価証券に係る繰延税金資産の評価性引当金の計上の必要性を他の繰延税金資産と併せて判断することを義務化。

par.BC.45), したがって旧会計基準の複雑性がIFRS第9号の会計処理によって解消されることはないとしている(FASB(2016), par.BC.43)。とくにFASBは金融資産と金融負債の会計処理が一貫していないIFRS第9号の会計処理では旧会計基準の複雑性が低下することはないと結論づけている(FASB(2016), par.BC.47)。むしろ, すでに旧会計基準の複雑性に十分慣れている企業に対して未知の複雑性を新たにもたらすだけであるとまで述べている(FASB(2016), par.BC.44)。こうしてFASBは2013年公開草案を全面撤回し, さらにそれに代わる統一的な会計処理案で合意することもできなかったことから, 旧会計基準の一部修正に留めたASU第2016-01号を最終基準として公表するに至った(FASB(2016), par.BC.49)。

IV FASB, IASB新金融商品会計基準の歴史的位置

(1) 事業モデルアプローチと保有目的アプローチの同一性

FASBのASU第2016-01号公表時点で公正価値評価—純利益処理の適用対象は, FASBの会計基準では旧会計基準の基本枠組みに資本性金融商品が追加されただけであり, 一方IASBの会計基準においては, 旧会計基準と比較して新たに契約キャッシュ・フロー特徴の要件を満たさない金融資産が追加されていた。FASB, IASBともに旧会計基準と最終基準を比較するとそれぞれ追加部分だけ公正価値評価—純利益処理の適用拡大が生じてはいるものの, 今回の改訂作業の初期段階と比べれば, FASB, IASBともに最終基準の持つ意味はかぎりなく旧会計基準への回帰にあると言わざるを得ない。FASBの最終基準は文字通りそうであるが, ではIASBの2014年IFRS第9号はどのような点においてそういえるのか。

焦点は事業モデルアプローチと保有目的アプローチとの関係性にある。IASBの見解では, 保有目的アプローチが経営者の意図に基づき個々の金融商品を分類・測定単位とする個別的, 主観的な分類方法であるのに対して, 事業モデルアプローチはより集約的でありかつ会計上の造語ではなく事実と

して存在する既存の事業モデルを概念化した客観的な規準であるとされ、会計処理の簡素化と事実即した会計情報の提供を可能にするという。ところがFASBは、旧会計基準における保有目的アプローチも実質的にはIASBのいう事業モデルをベースとしており、それゆえ事業モデルアプローチを採用しても会計処理の簡素化や提供される会計情報の改善もほとんど見込まれないという¹⁹⁾。

金融商品会計の主要な適用主体である金融機関の会計実務に目を向ければ、たしかにFASBの見解の方に説得力がある。そもそも保有目的アプローチはその前身となる金融機関の会計実務慣行をベースとしたものであった。それは、トレーディング部門が保有する金融商品にはその商品特性や保有期間の長短に関わらず一括して公正価値評価—純利益処理を適用し、その一方でバンキング部門が抱える金融資産・負債には償却原価法を中心とした原価主義評価を適用するという、金融機関の事業モデルと照応した実務慣行であった²⁰⁾。保有目的アプローチの売買目的の分類はこの金融機関の会計実務慣行のうちトレーディング部門の会計実務をそのまま基準化したに過ぎず、保有目的と事業モデルは客観的には一致している。また満期保有と売却可能の分類も、ともにバンキング部門を対象としている点では事業モデルをベースとした分類規準として機能している。そのうえで tainting rule を採用して償却原価法の理念を事実上強制的に合致させることで、バンキング部門の金融資産への償却原価法の適用を厳格化し、それと併せて償却原価法の適用が不可能になる金融資産が自動的に売買目的に分類されるのを回避するための受け皿として売却可能という新たな分類枠を用意した点が、金融機関の会計実務慣行と異なる保有目的アプローチの独自性であった²¹⁾。したがっ

19) これとは逆にLeisenring et al. (2012)では、IFRS第9号の事業モデルアプローチに関するIASBの適用指針の解説をみるかぎり依然として会計処理の決定において経営者の保有意図が重要な要素を占めているという理解のもとで、保有目的アプローチと事業モデルアプローチの同質性が説かれている (Leisenring et al. (2012), p. 336)。

20) この点については新祖 (2015) を参照されたい。

21) こうした歴史的背景から、売却可能の分類枠は残余の分類枠と位置付けられてきた (IASB (2014), par. BC.4.161)。

て、保有目的アプローチのもとで個別性が実際にクローズアップされる場面は、満期保有目的に分類された金融資産（大半は有価証券）の分類の妥当性の証明にかぎられ、売買目的と満期保有目的・売却可能という大枠の分類はまづもって大枠であるトレーディングとバンキングの事業モデルの区別に依拠しており、個々の金融商品に対する経営者の保有意図も事業モデルによって規定されていたといえる²²⁾。さらに満期保有目的については回収を目的とする事業モデルを強制することで、より厳格に事業モデルと保有実態の合致を求めていた²³⁾。保有目的アプローチも実質的には事業モデルアプローチで

22) より本質的にいえば、個々の資産に対する経営者の保有目的とその集約レベルとしての事業モデルに対する経営者の会計的認識のあり方との本質的同一性の根拠は、いわゆる資本循環公式を構成する生産資本、商品資本、貨幣資本という個別資本の内部での非自立的な資本形態と、それらが自立化した資本形態である産業資本（もっとも産業資本の概念は資本循環公式によって示される資本一般の普遍的概念を産業資本という一つの特殊な資本形態で捉えなおしたものであり、生産資本部分だけが自立化した形態ではないが）、商業資本、銀行資本との資本循環過程における運動形態の同一性に求めることができる。保有目的が前者の非自立的な資本要素を認識対象とした認識であるとするれば、事業モデルの概念は後者の自立化した資本形態を対象とした認識であるといえることができるが、どちらの認識も同一の経済法則に規定されながら自立性・非自立性の点で形態の異なる資本の会計的認識のあり方として、本質的に同一であるといえる。

23) 吉田 (2016) は、IFRS第9号はtainting ruleを廃止しながらも償却原価法の適用要件を元利金支払いのみ契約キャッシュ・フロー特徴を満たす金融資産に限定したことで、償却原価法の適用要件が明確化、厳格化されたと評価する (吉田 (2016), 179頁)。

たしかに、インタレスト・オンリー債のようにレバレッジが極めて大きな金融商品は別として、旧会計基準のもとではレバレッジ効果のある金融資産であっても当該金融資産を満期まで保有する積極的な意図と能力を有することを満期までの全期間に渡って証明することができる場合、言い換えれば価格が急減するような市場条件の変化が生じても売却せず保有を継続できる積極的な能力を証明できれば、満期保有への分類は可能とされていた (Seidman (1995))。

しかし会計実務の実態に目を向けると、例えばアメリカ銀行業の場合、満期保有への分類は金融危機後に若干増えてはいるものの、それでも売却可能有価証券が資産総額の15%強~20%弱を占めるのに対し満期保有目的有価証券は5%に満たない程度に過ぎず、また満期保有に一切分類していない銀行も、2015年12月期末時点で全銀行5,393行のうち過半である3,422行も存在する。この最大の理由はやはりtainting ruleである。

このような会計実務を踏まえると、IFRS第9号における償却原価法の適用要件の特徴が、契約キャッシュ・フロー特徴の要件を導入したことによる償却原価法の厳格化にあるとはとても言えない。それよりもやはりtainting ruleを廃止したことによる償却原価法の適用緩和の方が会計実務にもたらす影響は大きいものと予想される。

むしろ契約キャッシュ・フロー要件の採用が会計処理の厳格化をもたらしている場面は、旧会計基準では可能であった契約キャッシュ・フロー要件を満たさない金融資

あるという FASB の見解は、金融機関の会計実務の形成過程と金融商品会計基準の開発過程との相互関係を踏まえた客観的な見解であると評価できる。

(2) 公正価値評価—純利益処理の適用縮小化の意味

ところで、売却可能または回収と売却の両方を目的とする事業モデルの双方には、他の保有目的ないし事業モデルと異なりモデル自体の現実的妥当性という根本的な問題が内在している。

それはすでに述べた金融商品会計の歴史的背景が物語るところではあるが、IASB は2014年 IFRS 第9号において、次のような設例を用いて両モデルの客観的違いを説明する。すなわち、日常的な流動性ニーズへの対応と利息収益と売却損益からなるトータル・リターンの最大化を目的として管理されるポートフォリオは回収と売却の双方を目的とする事業モデルに該当するが、満期までの保有を前提としながら保有資産の信用リスクの増大や予想外の資金ニーズの発生への対処として稀に多額の売却または定期的に少額の売却を実施している場合は回収を目的とする事業モデルに該当し、また公正価値ベースで管理および業績評価を行っている金融資産のポートフォリオは売却を目的とする事業モデルに該当するという。この違いは実質的には銀行等におけるトレーディング部門とバンキング部門の相違である。そして回収を目的とする事業モデルと回収と売却の両方を目的とする事業モデルの違いは同じバンキング部門の中での投資ポートフォリオの区別ということになる。また回収と売却の両方を目的とする事業モデルを積極的に定義化できるからこそこの事業モデルは売却可能なような残余の分類枠ではなく、むしろ IFRS 第9号では売却を目的とする事業モデルが残余の分類枠の位置にあるとされる (IASB (2014), par. BC.4.166)。

産に対する公正価値評価—その他の包括利益処理の適用が、IFRS第9号では不可能とされている点にある。しかしこのことがどれほどの現実的意味を有するかについては、IFRS第9号に基づく会計実務の蓄積がない現時点ではまったく不明である。

しかしこのようなIASBの見解に対して、両事業モデルの経済的実態は同一であり両者の明確な区別は困難であるとの反対意見が出されている。両事業モデルとも実質収益がトータル・リターン（売却を目的とする事業モデルにおいてはさらにディーリングに係る手数料収益主な収益源として加わる）であることには変わりなく、したがって両モデルにおいて日常的なポートフォリオ管理上償却原価と公正価値の双方がモニタリングされているはずであり、IASBが挙げる設例では両事業モデルに明確な相違は見られない。しかもこのような批判は今回新しく提起されたものではなく、保有目的アプローチにおける売却可能を加えた3分類が導入された1990年代においても、さらにはその契機となった公正価値評価—純利益処理の適用拡大化論が噴出し始めた1980年代よりも以前から、繰り返し提起されてきたものである²⁴⁾。

またIASBは、売却と回収の両方を目的とする事業モデルに公正価値評価—純利益処理ではなく公正価値評価—その他の包括利益処理を適用することの合理性を、償却原価情報と公正価値情報の同時提供にあるという。しかし例えばアメリカ銀行業の会計実務では、前者の典型であるトレーディング活動に係る損益を償却原価ベースの利息収益と公正価値ベースのトレーディング収益に区別する開示方法が慣行化しており、公正価値評価—純利益処理を適用しても償却原価情報と公正価値情報の両方の提供は達成できる。そうすると公正価値評価—その他の包括利益処理の独自性は、未実現損益をその他の包括利益に計上するという一点に絞られる。しかしIASBはこの未実現損益の情報有用性については言及していない。

さらにこの点に関する一般論として、銀行業を中心に資産サイドだけの公正価値評価—純利益処理の適用は金融資産・負債間のナチュラル・ヘッジ関係を崩し会計ミスマッチを生じさせる点で不合理であるとの見解がある。しかしこの会計ミスマッチの問題は、公正価値オプション会計を採用した時点で事実上解消されているとみるべきである。資産・負債間のナチュラル・

24) 1960年代アメリカにおける銀行証券投資の実態と原価主義会計批判に関しては、新祖(2015) 68-70頁を参照されたい。

ヘッジを管理している企業は公正価値オプションを採用すればよく、事実資産・負債の大部分に対して公正価値オプションを採用している銀行も存在する²⁵⁾。ナチュラル・ヘッジの形成自体を証明できない場合にまで、それを暗黙の前提として公正価値評価—その他の包括利益処理の分類枠を用意することに、財務報告上の合理性を見出すことはできるだろうか²⁶⁾。結局のところ、回収と売却の両方を目的とする事業モデルという事業モデル概念を採用し、それに対して公正価値評価—その他の包括利益処理を適用するということは、依然として償却原価法を適用できない金融資産が自動的に公正価値評価—純利益処理に分類されることを回避するための受け皿としての役割にその本質的意味があり、実質的には売却可能と同じく残余の枠組みとしての性格が色濃いことを示唆している²⁷⁾。

-
- 25) 例えば2006年に開業した新興のコミュニティ銀行であるJohn Marshall Bankは、2015年12月期末時点で公正価値オプション適用資産は資産総額の84.4%に達しており、これは投資目的に区分されているローンの全額に公正価値オプションを選択していた結果を表す。また同行は負債のうちその他負債を除くすべての負債（預金、買戻し条件付き売渡有価証券、連邦住宅貸付銀行借入金）にも全額公正価値オプションを選択しており、その割合は負債総額の99.3%に達する。他にも1876年開業の伝統的なコミュニティ銀行であるFirst National Bank of Hutchisonは、同じく2015年12月期末時点で資産総額の63.7%を占める投資目的ローン全額と負債総額の29%（ほぼ預金が占める）に公正価値オプションを採用している。
- 26) Barth et al. (2012)によると、金融危機前後において依然として売却可能有価証券の会計処理とアメリカ銀行業の利益管理行動との間に相関性が認められ、利益管理の温床としての公正価値評価—その他の包括利益処理のあり方が厳しく批判されている。
- 27) 事業モデルアプローチとそれに対応した混合属性アプローチの合理性を、主観のれんの有無に基づく事業投資と金融投資の論理から説明づける辻山 (2016)、経済資源の使用によるプロダクト型の創出パターンと保有・交換によるファイナンス型の創出パターンへのキャッシュ・フロー創出プロセスの区別を基点とする古賀 (2014)、労働価値論を基礎に置く現実資本と擬制資本の概念の区別から混合属性アプローチの整合性を説く石川 (2000) や笠井 (2005) など、いずれも対立的な二極の中間的折衷的形態として第三の分類枠とそれに対する公正価値評価—その他の包括利益処理の適用の妥当性を説く。しかしそもそもこのような中間的な事業モデルの実在性が認められるかどうか疑わしいとなると、それにもかかわらず第三の分類枠やその会計処理の合理性を訴えるこれら諸理論の現実的な意味については、再考する必要があるのではないだろうか。

V おわりに

FASB, IASBともに2014年IFRS第9号およびASU第2016-01号の公表をもって「分類と測定」フェーズは完了したと宣言しているため、金融商品会計基準の改訂プロジェクトの目的の一つであった会計処理のコンバージェンスは、「分類と測定」フェーズにおいては結局達成されなかったことになる。また会計処理の簡素化による情報の質の改善という目的も、FASBとIASBとでコスト便益評価の結論が正反対であるため、2014年IFRS第9号とASU2016-01号が長期に渡って同時に維持され続けることは考えにくい。さらに両基準とも、売却可能または回収と売却の両方を目的とする事業モデルという事実上の残余の分類枠と、それへの公正価値評価—その他の包括利益処理の適用を維持しているため、金融商品会計の本質的課題は棚上げされたままであると言わざるを得ない。

したがって、今後FASBかIASBどちらの会計基準へのコンバージェンスが生じるにしろ、あるいは両基準とも異なる第三の会計基準が新たに共通に開発されることになるにしろ、いずれにしろ金融商品会計は未だに落ち着きを見せていないというべきであろう。問題は、このような不安定性が継承されていく現実的根拠はどこにあるのかということである。そこに認識対象の経済的実態の会計的反映という会計の本質命題とは別に、利益平準化という会計政策上の意図にあることは容易に想像できる。

この点について、かつて筆者は新祖(2009)において、金融危機前の時期を対象に、旧会計基準における売却可能の会計処理が果たす利益平準化効果を明らかにするとともに、そうした会計的効果が求められる経済的根拠を現代資本主義における金融経済化との関わりから論じた。またBarth(2012)では、アメリカ銀行業について金融危機後も利益管理が継続していることが確認されている。本稿の考察を通じて、公正価値評価—その他の包括利益処理の分類枠を通じた利益管理の実態分析の必要性がFASB, IASB新会計基準にも見出されることがあらためて確認された。加えて、利益管理の可能性

を内包し続ける新会計基準の現実的意義を、認識対象の経済的論理と保有目的のアプローチや事業モデルアプローチとの整合性のみを求めることの限界と、それにもかかわらず3分類基準を合理的に解釈しようとする説明理論の現実的な意味についても明らかにする必要性があることを浮き彫りにすることができた。これらについては今後の課題としたい。

【参考文献】

- Barth, M. E., G. B. Javier, K. Ron and L. E. Germán (2012), Fair Value Accounting, Earnings Management and the use of Available-for-Sale Instruments by Bank Managers, *Working Paper of Universidad de Navarra*, No. 05/12, October 2012.
(http://www.unav.edu/documents/10174/6546776/1352748790_WP_UNAV_05_12.pdf)
- Chang, Y. L., C. C. Liu and S. G. Ryan (2011), Why Banks Elected SFAS 159's Fair Value Option: Opportunism versus Compliance with the Standard's Intent, *SSRN Electric Journal*, January 2011.
(https://papers.ssrn.com/sol3/Delivery.cfm/SSRN_ID1734510_code20955.pdf)
- FASB (1993), Statement of Financial Accounting Standards No. 115, Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities, May 1993.
- (2010), Proposed Accounting Standards Update, Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivatives Instruments and Hedging Activities: Financial Instruments (Topic 825) and Derivatives and Hedging (Topic 815), May 26, 2010
- (2013), Proposed Accounting Standards Update, Financial Instruments—Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities, February 14, 2013.
- (2016), Accounting Standards Update No. 2016-01, Financial Instruments—Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities, January 2016.
- Fiechter, P. (2011), Application of the Fair Value Option under IAS 39: Effects on the

- Volatility of Bank Earnings, *Journal of International Accounting Research*, Vol. 10, No. 1, Spring 2011.
- Guthrie, K., J. H. Irving and J. Sololowsky (2011), Accounting Choice and the Fair Value Option, *Accounting Horizons*, Vol. 25, No. 3, September 2011.
- IASB (2010), International Financial Reporting Standard 9, Financial Instruments, October 2010.
- (2014), International Financial Reporting Standard 9, Financial Instruments, July 2014.
- Leisenring, J., T. Linsmeier, K. Schipper and E. Trott (2012), Business Model (Intent)-Based Accounting, *Accounting and Business Research*, Vol. 42, No. 3, June 2012.
- SEC (2008), Report and Recommendations Pursuant to Section 133 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Study on Mark-To-Market Accounting, December 30, 2008.
- (<https://www.sec.gov/news/studies/2008/marktomarket123008.pdf>)
- Seidman, L. F. and R. C. Wilkins (1995), Special Report, *A Guide to Implementation of Statement 115 on Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, FASB, Norwalk.
- 石川純治 (2000) 『時価会計の基本問題—金融・証券経済の会計』中央経済社。
- 笠井昭次 (2005) 『現代会計論』慶應義塾大学出版会。
- 古賀智敏 (2014), 「財務報告の認識起点とビジネスモデル・アプローチ」『会計』第186巻第6号, 2014年6月。
- 新祖隆志郎 (2009), 「米銀の証券投資と有価証券会計基準」『証券経済研究』第68号, 2009年12月。
- (2011), 「公正価値会計とトレーディング活動の拡大・投機化(1)」『山口経済学雑誌』第60巻第4号, 2011年11月。
- (2015) 「混迷する金融商品会計—公正価値会計の諸相とその経済的機能」『山口経済学雑誌』第63巻第6号, 2015年3月。
- 辻山栄子 (2016) 「財務報告におけるビジネスモデルの役割」『早稲田商学』第446号, 2016

年3月。

吉田康英 (2016), 『IFRS 9 「金融商品」の構図—IAS39置換プロジェクトの評価—』同文館出版。